

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 後藤 政義

1 日 時

平成26年6月27日（金） 午後1時00分から
午後2時56分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

後藤政義、毛利正徳、桜木博、藤田正道、江藤清志、荒金信生、河野成司

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係の職・氏名

土木建築部長 進秀人 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第74号議案のうち本委員会関係部分、第79号議案から第82号議案までについては、原案のとおり可決すべきものと、第1号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 平成25年度予算の繰り越しについて、「豊ちやく2014」について及び道路のモルタル吹きつけのり面の緊急点検についてなど、執行部から報告を受けた。
- (3) 閉会中の継続調査については、所定の手続をとることとした。県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 主任 木付浩介
政策調査課調査広報班 主査 飯田聖子

土木建築委員会次第

日時：平成26年6月27日（金）13：00～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

(1) 付託案件の審査

第 74号議案 平成26年度大分県一般会計補正予算（第1号）について
（本委員会関係部分）

第 79号議案 工事委託契約の締結について

第 80号議案 訴えの提起について

第 81号議案 工事請負契約の締結について

第 82号議案 訴えの提起について

第 1号報告 平成25年度大分県一般会計補正予算（第6号）について
（本委員会関係部分）

(2) 諸般の報告

①平成25年度予算の繰り越しについて

②「豊ちやく2014」について

③道路のモルタル吹きつけのり面の緊急点検について

④「おおいた灯りのサポーター事業」について

⑤「大分市バリアフリー基本構想」に対する取り組みについて

⑥県庁舎新館受変電設備等の高架化について

(3) その他

3 協議事項

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

後藤委員長 それでは、ただいまから委員会を開きます。今日は欠席はございません。全員出席でございます。

まず、審査に先立ち、執行部から発言をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

進土木建築部長 議案の説明に入ります前に、一言お礼を申し上げたいと思います。

後藤委員長初め委員の皆様には、5月15日から6月3日の間にかけて、延べ6日間、土木事務所など15所属を調査いただき、さらに、本日、本館耐震化工事の現場も調査いただきましたということで、誠にありがとうございます。

今回管内全域の調査でご指導・ご指摘いただきました点につきましては、今後の土木建築行政に反映させてまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

後藤委員長 では、さっそく審査に入ります。

本日審査をいただく案件は、今回付託を受けました議案5件、報告1件であります。この際、これらを一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、第74号議案平成26年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

進土木建築部長 第74号議案平成26年度大分県一般会計補正予算（第1号）の土木建築部関係の総括的な内容につきまして、ご説明をいたします。

お手元の土木建築委員会資料の1ページをお開き願います。

まず、今回の土木建築部に係る補正予算額ですが、1の補正予算額の表の中ほど、内訳の土木建築部の欄に記載しておりますとおり、一般会計につきまして、土木費で7,978万4千円の増額をお願いするものでございます。

その下の表の、2の土木建築部の平成26年度予算の区分欄、一般会計の上から6行目の計の欄をごらんください。

既決予算額870億761万4千円に対し、今回の補正予算額7,978万4千円を増額しますと、その右の計の欄にありますとおり、補正後の土木建築部の歳出予算総額は、870億8,739万8千円となります。

今回の補正についてでございますが、労務単価の急激な上昇やコンクリート等の資材費の高騰に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライドの条項の適用によりまして工事費の増額によるものでございます。

主な事業としましては、県庁舎本館の耐震改修工事に係る県有建築物防災対策推進事業で、7,339万1千円の増額をお願いしております。その他の3事業と合わせまして7,978万4千円となるものでございます。

次に3の債務負担行為の補正でございますが、追加分といたしまして、これも同じく耐震改修工事に係る分でございます。

次年度にも工事が継続することから、1件2,317万7千円の増額での債務負担行為

をお願いするものでございます。

以上をもちまして、総括的な説明を終わらせていただきます。

主な事業の詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

加藤施設整備課長 施設整備課関係の補正予算について、ご説明いたします。

予算に関する説明書の15ページをお開き願います。

第1項土木管理費第4目営繕費について7,339万1千円の増額をお願いしております。

事業の内訳としましては、事業名欄1番目の県有建築物防災対策推進事業費のうち、本館耐震化事業において、インフレスライド条項の適用による工事費の増額を行うものでございます。

委員会資料の2ページをごらんください。

スライド条項とは、工事の契約後、工期内において、労務賃金や資材の価格変動があった場合、実勢価格に応じて、工事請負額の変更を請求できる規定でございます。

スライド条項の項目としましては、全体、単品、インフレスライドとありますが、そのうちインフレスライド条項は、日本国内の急激な価格水準の変動に対応する措置であり、今回は本年1月30日付の国土交通省の通知に基づくものでございます。

本県におきましても、大分地区の生コンクリートが1.9倍に急激に上昇しており、また労務単価も本年2月の国の公共工事設計労務単価の改定に伴い1.2倍に上昇したことから、公共工事請負契約約款の規定により、実勢価格に応じた工事費に変更し、工事の円滑な施工の確保を図るものでございます。

次に資料の3ページをごらんください。

本館耐震化工事の概要でございます。

現在、基礎下の免震装置の設置等を進めており、平成26年5月末現在の全体進捗率は62.2%、工期については、平成27年5月31日完了予定でございます。

補正予算の内訳としましては、表の下から2段目のスライド分増額②のとおり、平成26年度が7,339万1千円、平成27年度が債務負担行為の補正として2,317万7千円、全体で9,656万8千円の増額としております。

以上で説明を終わります。

後藤委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方おられませんか。

江藤委員 資料の2ページの、生コンのスライド部分なんですが、今説明を受けた3ページの工事契約額のスライドは中身が大体わかるんです。生コンの立米あたりの単価そのものが25年4月1日から見ると、1年ちょっとで倍に上がっているというのは何か理由があるの。

安東建設政策課長 大分地区の生コンは、24年度ぐらいまでは競争が厳しくて、大分地区だけすごく低くございました。今2ページにございます25年7月で1万円程度になっていますが、ある程度正常——正常というのはおかしいかもしれないですが、そういう形に近づいてきたのかなと。ほかの地区はもう少し高うございます。大分地区が極端に低かったという、過当競争等もあったのかなと思っております。

江藤委員 それまでね、各地域によって生コン会社の競争が激しかったわけ。（「ええ」と言う者あり）そして大体県下が平準化できたなあというときに大分市が安いのはわかった。安いのはわかったんだけど、一気にこれだけ1年以内に上げて、ちゅうのは土木建築部としては「ああ、そうですか」って言っただけかい。

安東建設政策課長 資材の単価等は当然毎月チェックをしております、当然上がっていけば単価はその都度改定して出しております。

進土木建築部長 こういう資材の単価は基本、実勢単価です。市場の単価を調査いたしまして、どのくらいの単価で出回っているかというところをベースにして県の積算単価を決めています。その実勢の単価が、今度の駅とかいろいろありましてニーズがふえたんだと思いますけども、単価自体がぐっと上がってきたという状況があります。その単価の急激な値上がりがあったものですから、その単価を今回すぐ反映させているという状況でございます。県はあくまでも設計は実勢単価で行うとご理解いただければと思います。（「関連」と言う者あり）

荒金委員 過当競争は2、3年前まであって、急に過当競争はなくなったわけか。過当競争で潰れていったんか。安く売るところは。

安東建設政策課長 当然私どもは実勢価格で調べてますので、それが実態の扱いの単価だったということでございます。

荒金委員 わかったようでわからんのやけど、この価格は適正価格ということかな。

安東建設政策課長 当時調べたものであれば、適正価格という形で判断をして、単価として使っております。

荒金委員 今納めている業者は、ようやく適正な利益が出るようになったと、こういうこと。それかぼったくりになったかどっちかや。

安東建設政策課長 そういうことかなというふうに思われます。

桜木委員 ということはね、例えば県の土木が契約する中で、大分市内と、例えば佐伯とか日田とかの契約の内容については、生コンの価格が今までは違ってたわけね。

安東建設政策課長 地区ごとに決めて調査をしていますので、例えば日田と大分という所では単価が違います。（「わかりました」と言う者あり）

後藤委員長 単価は——実勢価格調査というのは毎月調べるというか、ポイントがあるわけですかね。

安藤建設政策課長 主要資材である生コンとか、そういうものに関しては実勢価格を毎月調べていっています。その中で大きく変動があった場合は、主要資材に関しては、その都度単価を修正しております。

荒金委員 県でこういうことになると各市町村もそれに倣って変えるということ。

安東建設政策課長 はい、そうでございます。

荒金委員 業者にとってはいいわな。ありがたいことや。適正な利益がようやく得られるようになったと、やれやれと。

後藤委員長 ちょっといいですか。そうした場合、単価を今回議案として上げていますけど、これが承認をされたら初めて業者さんと変更の契約を締結ということですか。

安東建設政策課長 1ページに挙がっています場所に関しては、今予算を持っておりませんので、そういう形になります。

後藤委員長 そうした場合、実際、前払い金と言いますか、前渡金がありますよね。その前渡金の支払いはどういった方法になるんですか。これから後の業務にこの金額が入っていくということですか。

安東建設政策課長 2ページの図を見ていただきたいんですが、説明資料の赤いところですが、左のほうから契約がありまして、右が工期末という形になっております。そこに出来高と残工事とあると思うんですが、例えば、出来高のすぐ上に単品スライド適用期間の工事と書いていますけど、そこは単価が上がったところから後の部分に関して適用していきます。その部分に関しましては当然今まで、請負業者側にも少しリスクを持ってもらいますので、1%を除いた増額分を払うという形です。それ以降の残工事に関しては今度は赤い部分でございますけど、そこは正しい単価で変えていくという感じでございます。

後藤委員長 はい、わかりました。そうした場合、この単品スライド適用期間の部分は当然上がるわけですが、業者さんに支払うわけですよね。そうすると生コン屋さんにもそのお金が入っていくということになるわけですか。

安東建設政策課長 当然資材として購入してありますから、入っていくということになります。

後藤委員長 その調査は県がやるわけですか。例えば労務費も含めて実際に元請け業者さんが払っているというのは見えるわけですか。

安東建設政策課長 業者さんにしろ資材屋さんにしる下請け業者さんにしろ、民民のお金のやりとりまではうちのほうでは把握はできません。

後藤委員長 それが見えないと元請けさんだけが預かって、上がったお金をもらって、労務費を反映できないということになると、何のために上げてあげたのか。元請けさんだけの利益を上げるためにしてあげたことになるんじゃないですか。

安東建設政策課長 当然私どもも元請け業者さんのほうに、下請けの支払い等に関しては、通常の業務の中では、説明会等も含めて説明はしております。当然そういう資材を買うときに単価が上がってきているわけですから、そうじゃないとたぶん買いにくいんじゃないかと思っております。そこあたりは民民の中で行われていると思っております。（「そうじゃな」と言う者あり）

後藤委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 それではほかに質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第79号議案工事委託契約の締結について、執行部の説明を求めます。

鈴木道路建設課長 第79号議案工事委託契約の締結についてご説明いたします。

お手元の議案書13ページをお開きください。

議案は13ページですが、委員会資料の4ページから工事の詳細を記載しておりますの

で、あわせてごらんください。

本議案は、大分市大字生石で実施しております県道高崎大分線の道路改良事業全延長160メートルの事業のうち御幸架道橋を含む、JR日豊本線への影響区間、延長約25メートルに係る工事委託契約の締結についてでございます。

工事の内容は、線路の下に道路のボックスを構築するものでございます。鉄道の運行に影響を及ぼすことがないように工事を行う必要があるものです。本件工事の現場は、土かぶり薄い——鉄道の線路から構築するボックスまでが非常に薄いことから、このような現場で一般的な工法でありますR&C工法により工事を行います。これは、6ページにある工法でございます。まず、右の模式図の一番上、線路の下に箱型ルーフと呼ばれる管を押し込んでいき、真ん中の写真のように門型の箱形ルーフを構築します。そして、右の写真にありますように現地で門型と同じ大きさのボックスを脇に製作します。これをジャッキで図3、4のように押し込んでいき、最終的に5にあるように箱型ルーフと置きかえる工事を行うものです。

契約金額は18億4,355万7千円で、工期は、着工が契約締結の日の翌日、完成が平成31年3月31日といたしまして、九州旅客鉄道株式会社、いわゆるJR九州と工事委託契約を締結するため、議会の承認をお願いするものでございます。

なお、議案書には代表取締役社長を唐池恒二氏としておりますが、5月20日の閣議において、唐池社長が会長に就き、青柳専務が社長に昇格する人事が了解されております。本日6月27日の株主総会後の取締役会で正式に就任する予定となっておりますので、名前については変わるようになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

後藤委員長 はい、質疑はありませんか。

江藤委員 ちょっと1点だけね、ずっと不思議に思っているのが、大分駅の最初からのJRの工事関係、それから今回のこれだけけれども、例えば、契約金額が18億4千万円。そうしたときに、九州旅客鉄道株式会社と県は契約するわね。そうしたときに、この18億4千万円という見積もりはJRの言いなりに、「ああ、そうですか」ということで県の場合は設計どおりの承諾をするわけかい。県は県でやっぱり見積もりをする必要があるんでないかなと、僕はそういうふうには思っているんだけど、そこはどうですか。

鈴木道路建設課長 JRとの委託におきましても、県で当然積算をしております。今回、工事費についても県で積算をしております、ほぼ同額となっております。ただ、一部支障となる電気設備のようなものにつきましては、やはりこちらでは十分に積算ができなくて、JRの設備の関係の調整を伴います。こうした部分につきましては、JRの算出額を用いておりますが、今回でいいますと18億円のうち8千万円ぐらいが電気設備にかかわるもので、その他の部分につきましては、県の積算と遜色ない積算となっております。

荒金委員 ちょっと今のに関連。JRが絡んだやつは全て随契になるわけですか、何もかも。一般競争入札するということにはなじまんわけかな。

鈴木道路建設課長 県がJRと近接工事を行う場合はJRと随意契約をいたしますが、JRは、その下で建設会社と競争入札をすると聞いております。

荒金委員 その差が出たらどうなるの。競争すれば当然下がってくるのがあるから、そこで何億円か何千万円か差が出るはずだから。

鈴木道路建設課長 支払った額を我々は払うということですので。（「あ、そうかい、わかったわかった。それならいいですけど」「そりゃそうでしょう」「出ないようにしているんだ、わかった」と言う者あり）

河野委員 この場所は長い年月の懸案箇所ということで、非常にありがたいことだと思っておるんですが、どうしてもここは鉄道の下工事ということで、夜間の鉄道が通過しない時間帯に1日2時間ぐらいしか工事できないというふうに伺いました。その意味で工期が非常に長くなっているとは思いますが、ここについて、地元との調整といいますか、特にここはかなり通行量のある県道なものですから、いわゆる工事期間内において通行制限とかそういった部分がどうなるのかということについてお伺いしたいのが1点。

それから、非常に鉄道敷との間の土かぶりが少ないということで、今回また路面が下がるということで、大水の出水時の通行の規制方式とかいうのは、どういうふうにここは検討されているのかについてお聞かせください。

鈴木道路建設課長 まず、工事期間中の交通規制ですが、現道は脇に現在のボックスがありますので、これを使用できることとしておりますので、若干資材の搬入等で規制はあるのかもしれませんが、連続的な規制を伴うということは予定しておりません。

また、ボックスはご指摘のとおり、現在のボックスよりも低い位置を通ることになりまして、現在のボックスは自然排水ができていますけれども、今度はポンプ排水の計画となることとなります。昨今、結構集中豪雨のようなものがあるとボックスの下に水がたまるということの問題視されておりますが、今回のこのところでは、時間100ミリの雨対応の排水能力を有するポンプを計画することで対応したいと、こういうふうに考えております。

河野委員 この箇所については、ちょっと複雑な交差点にもなっていて、山側からおりてくる車が左折できないという形で、滞留箇所ということで、かなり地域からも課題が指摘されてきたところなんですけど、工事期間中に県道についての通行は確保できても、そういった形の市道の流入部分、これについて対策はしっかり検討されていらっしゃるということでもいいんでしょうか。

鈴木道路建設課長 この5ページの図面で言うと、多分緑色の日豊本線の右側の道路のことかと思いますが、現状の道路、ちょっと黄色いハッチがかかっている見えにくいんですが、線路沿いに走っている道を、今回、若干右寄りにシフトをさせます、河川と直交する形に。こうしてヤードを確保しつつ、移し直すことによりまして、そこの交差点近くはむしろ緩和した形で工事が行えるものと、こう考えております。

河野委員 工事中も緩和できる。（「はい」と言う者あり）わかりました、はい。

後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ちょっと私から聞かせてください。市道の付けかえを先にやるんだと思うんですが、ちょうど安東薬局のところに出てきますよね。市道付けかえをしておいて当然鉄道側の工事に入っていくということだろうと思うんですが、そういう理解でよろしいんですかね。

鈴木道路建設課長 市道の付けかえ準備は着々と進んでおりまして、もう間もなく切りかえられるということなので、切りかえた後で工事をするということになります。

後藤委員長 市道工事は県のほうでやられているんですか。

鈴木道路建設課長 そのとおりでございます。

後藤委員長 北側のルートを今度新しくひねってきますけれども、そこは住宅の撤去、移転というのがあったんですか。

鈴木道路建設課長 国道沿いの側と。

後藤委員長 いやいや、新しいボックスを入れるためにひねるじゃないですか。

鈴木道路建設課長 ボックスの先の部分。

後藤委員長 少し西に寄りますよね、道路が。（「はい」と言う者あり）その部分は住宅がなかったんですか。

鈴木道路建設課長 住宅がかかっております。

後藤委員長 ありましたですよ。何戸ぐらい住宅かけたんですかね。

鈴木道路建設課長 ちょっと今手元に戸数まではありませんので、後ほど戸数を調べて委員長のところへ報告いたします。

後藤委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ご異議がございませんので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第80号議案訴えの提起について、執行部の説明を求めます。

鈴木道路建設課長 第80号議案訴えの提起についてご説明いたします。

議案書では14ページからでございますが、説明については同じ委員会資料でさせていただきますので、資料の7ページ、8ページをお開き願います。

本議案は、国道213号香々地真玉バイパスの事業用地取得のため、訴えを提起するものでございます。

資料の1事業の状況にありますとおり、香々地真玉バイパスは、平成13年度に事業着手しており、本年5月末現在で1期工区の用地取得率は95%となっておりますが、残り3件の未取得用地がございます。

8ページの図面で言いますと、丸とか星をつけていますのがその3件でございますが、このうち1件は、登記名義人死亡により相続人が26名となっておりますが、県は、このうち25名分の持ち分を取得したものの、残り1名の協力が得られていない状況です。

8ページの写真にありますとおり、現地は、道路の線形が悪く、歩道も設置しておりません。したがって、自転車通学の中学生が事故に遭うなど、早急な整備が求められております。

資料7ページの2の訴訟の内容ですが、民法第258条に基づき、共有者の一方が他の共有者に対して共有物の分割を請求するもので、裁判により、当方が土地を、相手方が金銭をそれぞれ取得する形で財産を分割する、いわゆる全面的価格賠償の方法を求めています。

通常、任意交渉による用地取得が困難な場合は土地収用法に基づく手続を行うわけですが、今回は事業区間内の他の案件が土地収用法を適用するのが適切ではない、もう少し交渉を継続すべき事由がございますが、この訴訟提起対象箇所は早期に歩道を整備するニー

ズがあるということから、この箇所につきましては、訴訟により早期の用地取得を図って歩道の整備を行いたいと考えています。

なお、このように訴訟により土地を取得しているという事例につきましては、他県では、平成24年度に和歌山県の道路事業で同様の訴訟を提起し、用地取得を行った事例がございます。また、鹿児島県においても、本年度同様の訴訟を予定していると聞いております。

和歌山県の事例では、2カ月で結審するなど、相手に争う姿勢がない場合は短期間に判決が出て、共有地における用地取得難航箇所の有効な解決手法の一つとなりうると認識しております。

本訴訟による用地取得により、当該箇所の改良工事を先行して行うことで交通安全上の事業効果の早期発現に努め、一日も早い通学生等の安全確保を図りたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

後藤委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、個人情報に配慮の上、お願ひします。

江藤委員 これまでもそうなんだけれども、やっぱり一番難しい部分やな、こういう件は。だから、あとは今後のスケジュールの中にあるように、持ち分処分禁止の仮処分を申請とあるけど、これはこういうことでいけば決着つく見通しはあるの。

鈴木道路建設課長 今後のスケジュールの持ち分処分禁止の仮処分につきましては、これは例えば、きょうのこの審議を見ていて、こんな訴訟を起こされるんだったら持ち分を変えて、例えば、自分が持っている26分の1の持ち分をさらに反対してくれる人に譲っちゃおうと、そういうことを阻止するための仮の手続であります。それをとめた上で正式に訴訟を起こして、訴訟で判決でもって初めて確定をする、このようなものでございます。

江藤委員 面積はここにあるように2.75平米じゃわね。どういう人かわからんけれども、できるだけ早く決着したほうがいいと思いますので、頑張ってください。もうそれ以上言われんわ。

後藤委員長 ほかにございせんか。（「まあいい、早くやったほうがいい」と言う者あり）ちょっといいですか。基本的に、この方はどういう理由なんですか。ただ端的に売りたいくないということだけですか。

鈴木道路建設課長 交渉の中で聞いておりますのは、ここに住んでいる方ではございせんので、ここで何か、例えば、畑をつくっているとか、そういうことにも使っておりません。本人は県外在住でして、ここのバイパス整備の必要性は認められないというのが1点と、親族間の感情のもつれがあると聞いております。

後藤委員長 ありがとうございます。

荒金委員 こういうのは意外と早くぱっぱと決着つくんじゃないの。1坪ないやんか、2.75平米というのは。

鈴木道路建設課長 裁判で争われなければ、もちろん早く決着いたしますし、裁判があつたとしても、今回、私どもとしては、こちらには正当な利用目的がある、向こうは利用予定もないということから、感触としては前向きではないかというふうに考えているところでございます。

藤田委員 3件中1件、残りの2件の交渉状況というのはどうなっているんですか。

鈴木道路建設課長 残りの2件の状況でございますけれども、1件は、登記簿上の名義と

実態上の所有者名義が違う案件でして、これは実態上の所有者のほうの時効取得の手続をとった上で、時効取得したものを私どもに売ることについては既に合意をしているということなので、時効取得の手続中で、取得できるものと考えております。

もう1件が、今回、土地収用法にいくのが適切ではないと考えている案件でございます。これは名義人が非常に高齢な方で、また、ご家族に障がいがある方が複数いらっしゃることもあり、家自体は大きいんですけども、例えば、引き家をしてあげるとか、同じような間取りで家をつくってあげるといったようなことをしないと、少し人道的な面から配慮が要るのではないかとということで、慎重な交渉をしているということで、もう少しこちらは時間をかけて任意の交渉をするべきだと、こういう状況でございます。（「それがいいわ、そういう面ではな。はい、わかりました」と言う者あり）

後藤委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第81号議案工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。

平野河川課長 第81号議案工事請負契約の締結についてご説明いたします。

お手元の議案書16ページをお開きください。

また、委員会資料の9ページから工事の詳細を記載しておりますので、あわせてごらんください。

本議案は、玉来ダム建設工事に関連し、ダム本体工事着手のため川の流れを迂回させる玉来川転流トンネル工事でございます。トンネル延長315.6メートル、トンネル径4.9メートルの工事請負契約になります。

契約金額は5億5,080万円で、工期は、着工が契約締結の日の翌日、完成が平成28年3月15日といたしまして、梅林・ミヤマ特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結いたしたく、議会の承認をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

後藤委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はおられませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 質疑はないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第82号議案訴えの提起についてですが、お手元の資料のうち、取り扱い注意と記載されているものは、個人情報保護のため、あとで回収しますので、ご了承ください。

それでは、執行部の説明を求めます。

正田公営住宅室長 第82号議案訴えの提起についてご説明いたします。

委員長からもお話のありました、A4横の資料、右肩に取り扱い注意と書いていますワ

ンペーパーと議案書17ページでご説明をさせていただきます。

本議案は、県営住宅の家賃を長期にわたって滞納している入居者に対し、県営住宅の明け渡しなどを求める訴えを提起するものでございます。

今回の訴訟対象者は、議案書の3、事件の概要の表のとおり2名となっています。

訴訟につきましては、特に厳正な執行を心がけておりますことから、4月に法的措置対象者選考委員会を開催し、長期滞納者の中から対象者を選考したところでございます。

なお、長期滞納とは、滞納月数が6カ月以上または滞納額10万円以上の滞納を指し、再三にわたる私どもの請求にもかかわらず納入に応じていただけない入居者の方に対して、住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払いを求めて大分地方裁判所に訴えを提起するものでございます。

別にお配りした取り扱い注意と記載しております資料をごらんください。

今回の訴訟対象者の年齢、家族構成、入居年月日などを一覧表にしております。なお、滞納月数及び滞納額は、本年3月末現在の数字となっています。

滞納額の右側に滞納状況の欄がございます。指導により一旦は退去の意向を示すものの、退去しない状況が長期にわたり、家賃も滞納し続けていることから、法的措置が必要と判断したものでございます。

また、直近では平成25年の第2回定例会で3名の訴訟議決をいただいたところでございますが、最終催告を行った結果、滞納家賃を一括納入した者が2名、自主退去した者が1名となりましたことをご報告申し上げます。

以上で説明を終わります。

後藤委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、個人情報に配慮の上、お願いします。

河野委員 Aの人は、現実にもう中津に行ってしまうって生活実態が大分市にないということはわかるんですが、Bの方に連絡がとれないということになるんですが、生活実態はどうなんでしょうか。

足田公営住宅室長 今、現に住んでおられるというふうには思っておりますが、ともかく私ども、言葉は悪いですけど、夜討ち朝駆けで訪問等もさせていただいておりますけど、捕まらない、連絡がとれない日もありますし、とれた場合でもすっぽかされると。何時にお伺いしますよと言ってお訪ねしたら、もうおられないというような状況でございます。生活はまだ、居住はされているという認識をしています。

河野委員 そういった連絡もとらない不誠実な態度の方について、いわゆる保証人の方との話というのは具体的にどうなっておるのでしょうか。

足田公営住宅室長 個別のケースも含めまして、3カ月過ぎたら私どもは、いわゆる連帯保証人という方を置いていただいておりますので、滞納が3カ月たった時点で催告書というのを送らせていただきます。それから、5カ月過ぎますと債務履行請求をさせていただきます。そういった手続を重ねて、中には連帯保証人にお支払いいただける場合もありますが、この方の場合はお支払いいただけないという状況でございます。

江藤委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、入居するときに一応保証人決定するわな。そして、書類を出してもらわね。そんときの県の保証人の審査がちょっと甘いんじゃないかなと思うわけ。ということは、今、AとBで2件になってるけれども、多いときがが

なりあったんでね、その都度僕は言いよったんだけど、やっぱり行方不明じゃ、納めんじゃ言うて、それで、これをこんなマル秘じゃと言うて、個人情報じゃ言うて。個人情報問題は今厳しいもんだから、ごちゃごちゃ言わんけど。ただ、私もいろいろ頼まれるんじゃけど、「県、どっかあいとらんかい」と。「そのまま収入によってランクがあるんですよ」と。だから、「僕は詳しいことわからんから、はい、土木事務所の建築課に聞いてくださいよ」と。そうすると、「ほんなら県会議員やけん、何とかならんかい」、「それはならん、抽せんじゃ」と、かなり要望が来るわけです。だから、入りたい人は真剣に、大分は当たらんやったと言うてやりよる状況の中で、入ってる人がこんなことじゃ。だから、私が言うのは、よし、わかったと。ほんならあなた、みんな基準があるから、どうぞ入ってくださいと。そのかわり保証人はこうこうじゃと。そしたら、保証人もびしつと言うて、万が一のときは、5カ月もおくれたら、あんたが払ってくださいよというやつを一筆ぐらいとって、許可をおろしたほうがいいんじゃないかな。僕はそういうふうと思うんだけど、お考えはどうですか。

足田公営住宅室長 連帯保証人につきましては、入居の条件として原則で2名の方を選んでいただき、当然連帯保証人の方は連帯保証人としてのご署名と押印をいただくようにしておりますが、連帯保証人に厳しくというご意見でございますけど、今の段階では、先ほどちょっと申しましたけれども、滞納が始まって3カ月たてば、ほかの方、あなたが連帯保証人になっている方が滞納が始まりましたよとお伝えするし、5カ月たてば、債務を履行していただきますよというようなお伝えはしておりますが、それに対して、例えば、連帯保証人を相手に訴えを起こすとか、そこまでは至っていないという状況でございます。以上でございます。

荒金委員 ちょっと関連で、この家賃を見ると相当安いやけどなあ。これで払えないということは、本当に生活できんじゃないの。いや、本当に払おうと思ったら払えんのかな、月に1万7千円とか。上だって3万円じゃないですか。生活保護を受けた方は家賃の補助金というか、負担金、あれは3万ぐらい、2万8千円かな、生活保護は。生活保護とりゃ、ただなんで、基本的には。だから、保証人も確かに払わんのは悪いけれどもね、しかし、あんた方も頑張っても取れんのは取れんのか。だから、形としては、やっぱりこういうことを早くやってあげて、半年やったのを3カ月でやるとかいうような形にすればね、少しはそこで歳入も潤うんじゃないかと思うんやけど、だから、連帯保証人も訴訟するやつは一緒にやったほうがいいよ。同じやるんならね。ただ、やらんならせんほうがいい。そうじゃなくて、もっとこういうものに配慮しながら努力しよるのわかる。夜討ちから行くというのは大変じゃ。だから、そうするとこういう対応というのは今後考えていかんと悪いんやなど。やっぱり生活に困窮している人が公営住宅に入るわけでしょうが、基本的には。金が何ぼでんあれば民間住宅へ行くわけですから。そういうことから考えると、ちっとは心もプラスアルファでした部分と厳しい部分と両方でいかんならしょうがないかなと。だから、これはもう異議なしよ、私は。しょうがないから。これだけは形ができんと、いつまでたつたって仕事が進まんわな、悪いけど。

後藤委員長 ほかに質疑はないですね。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

取り扱い注意の資料は、今から事務局に回収させます。

〔事務局資料回収〕

後藤委員長 それでは次に、第1号報告平成25年度大分県一般会計補正予算（第6号）についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

甲斐土木建築企画課長 第1号報告平成25年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、土木建築部関係分についてご説明いたします。

お手元の平成25年度補正予算に関する説明書の39ページをお開き願います。

先の第1回定例会で、国の好循環実現のための経済対策予算枠を積極的に受け入れるため、予算の増額について、ご承認をいただいたところでございますが、国の内示額が約60億円と確定いたしましたので、減額補正を行ったものでございます。

まず、第8款土木費第2項道路橋梁費第2目道路維持費の公共の地域活力基盤交通安全事業費、次にその下の第3目道路新設改良費の公共の地域活力基盤道路改良事業費、次にその下の第4目橋梁維持費の公共の地域活力基盤橋梁補修事業費につきましては、国の内示額確定に伴い、見込みを下回ったため、次の40ページに計を記載していますが、各事業を合わせ8億3,133万4千円の減額補正を行ったものでございます。

以上でございます。

後藤委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 別に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり承認すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査は終わりました。

ここで、暫時休憩します。再開は14時5分をお願いします。

14時00分休憩

14時05分再開

後藤委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

甲斐土木建築企画課長 平成25年度予算の繰り越しについて、ご報告いたします。

土木建築委員会資料の11ページをお開きください。

平成25年度から26年度への明許繰越につきましては、先の第1回定例会で、繰越限度額について、ご承認をいただいたところでございます。

金額につきましては、表の一番下、25年度の限度額の欄に記載しておりますが、中ほどの一般会計の計欄の下から3行目にありますとおり、一般会計で352億6,823万5千円、その右の港湾施設整備事業特別会計で7,100万円、合計で353億3,92

3万5千円となっております。

25年度は、災害復旧事業の影響や、国の経済対策予算の成立が2月初めとなったことなどから、執行が厳しい状況でありましたが、鋭意事業の進捗を図り、年度内執行に努めた結果、一般会計と特別会計を合わせまして、表の一番右の下から2行目の合計欄にありますとおり、確定額は、限度額の81.9%の289億5,866万7千円となっております。

また、事故繰越につきましては、表の一番下の行にありますとおり5件となっております。

いずれも24年災害に係る災害復旧事業費で1億17万6千円となっております。これらは、被災箇所周辺の耕作を優先し、耕作終了後の着手となったこと等により、事故繰越となったものでございます。

なお、5件とも6月末をもって完了することとなっております。

以上でございます。

後藤委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 別に、質疑もないようですので、次の報告をお願いします。

鈴木道路建設課長 「豊ちやく2014」についてご報告いたします。

委員会資料の12ページをお開き願います。

「豊ちやく」は、今後5年間の道路整備の開通目標を公表することにより、県民の皆さんに道路事業の進捗状況への理解を深めてもらうこと、それと、職員の事業進捗管理の徹底を目的に平成16年度から実施している取り組みです。

まず、上の表「豊ちやく2013」の達成状況をごらんください。

平成25年度は、国道387号町田バイパスや三重新殿線など、55区間28キロメートルの目標を掲げて、整備に取り組んでまいりました。

昨年度は、まだ九州北部豪雨の復旧工事等も残っていたこともありますが、こうした中、49区間25.1キロメートル、率にして89.8%については開通することができました。少しおくれて開通したものを含めれば、95%近くの開通ができたことになっております。

その下の「豊ちやく2014」の開通目標の表をごらんください。

今年度も、従来どおり、平成26年度から平成30年度の5カ年の開通目標として「豊ちやく2014」として、下表のとおり整備すべき区間を整理しております。今後5年間に開通を目指す区間は合計116区間66.5キロメートルでして、個別の事業の開通目標や期待される効果等を公表することとしております。

なお、今年度の開通目標は、中津日田道路の東九州自動車道までの間、中津三光道路の3キロメートルや大分市内の都市計画道路下郡中判田線の800メートルの供用など、全体で60区間23.6キロメートルの供用目標としております。

今後も、事業進捗管理の徹底を図り、本計画に基づき着実な事業の推進に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

後藤委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

藤田委員 直接この「豊ちゃく」に関わることはないかもしれないんですけども、バイパスの現場なんかを見させていただいて、バイパスができるんですけども、これまでの道自体も生活道路として維持管理していかないといけないわけですよ。そうすると、ことしで25キロメートル新たに道路が整備できたということは、同じだけ県として管理しなければならない道路がふえてきているのかなという気がするんですが、その辺はどういう感じで推移してきているのかなと。

鈴木道路建設課長 今、手元に数字がないので、正確なことは言えませんが、この数字の中には、交通安全事業等として、歩道を整備するものとか、現道の改良を伴うものがどちらかというバイパス整備に多くなってございますので、こんだけ整備したからそれだけ管理量がふえるということではなくて、多くは現道として管理し続けるものになります。バイパスとして整備したものにつきましては、県道として必要なくなった旧道の部分につきましては、必要な手を入れた上で市町村道の管理というふうに変更をしていくという手順をとっております。

藤田委員 逆に国から移管を受けている、もしくは受ける予定となっているような区間というのはありますか。

鈴木道路建設課長 直轄国道をバイパスで供用した場合につきましても、従前から旧道は移管して県道とするという手順はとっております。最近、大分県では大きなバイパスがないので、供用がないので、最近そういう事例がないんですけども、一般的にはバイパスをつくれれば旧道は県道、大体的場合は県道として引き取っております。

藤田委員 中九州自動車道とか中津日田道路とかできた場合には、それぞれ既存の国道は移管される可能性があるということですか。

鈴木道路建設課長 ここ数年、道路の直轄国道の権限移譲という議論がありまして、直轄で持っている道路のうち、バイパスの現道、これは従来から県に移管しておりました。その他県内で完結する路線等について県管理とすべきではないかという議論が進められてまいりました。こうした中で、当県では県内で管理する路線等はございませんでして、当県ではバイパスの現道に当たるものの移管を受けるという路線が幾つかございました。対象となったものは国道10号線と国道57号線でございますが、10号線につきましては、まだ南バイパスですが、南バイパスが続く先が計画がありませんので、まだ旧道の扱いになっておりませんので、移管ということはありませんが、国道57号線につきましては、中九州道として整備された暁には、現道の57号線については旧道扱いになるということで、これにつきましては、県道にして県に移管するという方向で調整を進めているところでございます。

荒金委員 質問じゃないんですけどね、申しわけない、私が勉強不足で悪いけど、「豊ちゃく2014」と、こんな名称はいつからつけるようになったの。大変勉強不足で申しわけないですが、ちょっと教えてください。

鈴木道路建設課長 これは実は国に倣ったものでして、平成16年からこれは始めているんですけど、そのころ九州地方整備局で、5年で見える道づくり「ちゃくちゃくプロジェクト」というのをやっておりました。これは九州の各地で5年以内に供用すべき場所を公表していこうじゃないかという取り組みでございます。これで大分県部分につきましては、「豊の国ちゃくちゃくプロジェクト」、これを省略いたしまして「豊ちゃく」という

愛称で平成16年から呼んでいるものでございます。

荒金委員 申しわけございません、10年も前からな。わからんで、委員会に10年もおらんかったからな。済みません、どうも。いい勉強になりました。

後藤委員長 ほかにございませんか。済みません、私から1つお聞きします。

1つは、電線共同溝の事業が非常に、大分県が今どこをやっているんですかね、197号ですか、もうそこだけしかないような状況になっているんですが、例えば、中津とか日田とか、主要な都市の中心部といいますか、そういうところ、あるいはそんなに大きくなくても、例えば、我々の豊後大野市の三重町の一応中心部とか、そういうふうなところの電線地中化、共同溝になるかどうかわかりませんが、何かそういうふうな方向の検討といいますか、地中化そのものの基準的なものは、総電力使用量が何万キロワットとか昔はあったんですが、今はもうそういう状況がなくなっているのかどうか私も知りませんが、もう少し電線共同溝の事業というか、電柱を倒す事業ができないのかなというふうなことも思うんですが、それが1点。

それと今度、国が発表したんだったですかね、新しい道路にはもう電柱を立てさせない。埋設させるというふうな方向を国が打ち出そうとしていますよね、法改正か何かで。そういう情報はまだ入っていませんか。東京オリンピックに向けて、主要都市については、新しくつくった路線については、都市計画道路的な新しい路線、街の中ですよ、そういうものは電柱を立てさせない、そういう方向を打ち出そうとしているということを何かちらっと聞いたんですが、そういう情報はまだおいていないですかね。その2点をちょっと教えてください。

亀井道路保全課長 現在、県の電線共同溝の状況ですが、大分市内で県が本来やるべきものというものについての整備率が約11%、それから別府市につきましては、駅前通りのみ1%、非常に低い状況になってございます。トータルで9%程度なので、現在は国道197号のOBSの前をやっているんですけども、まず、別府につきましては、別府観光港から自衛隊へ向けて別府インターまで、その間につきましては、地震があったときに電柱が倒れます。その防災の観点、それから、鉄輪地区につきましては、歩道が一部ないところもございます。そのための交通安全の観点。さらには鉄輪地区は湯煙がすごく有名で、その景観の観点もありまして、今、別府土木事務所のほうで、その電線共同溝について検討を進めているという状況でございます。

それから、先ほど言いました新規の道路について、電柱を立てさせないということにつきましては情報を持ち合わせていないんですけど、電線共同溝自体を別府と大分の都市計画区域内の色がついたところ——色がついたという言い方悪いんですけど、そういったところについて新規に新しく用地を買収して道路をつくる時は共同溝でやりましょうというふうなものはございます。

以上でございます。

後藤委員長 ありがとうございます。やっぱり電線、電柱地中化というのは進んでないですよ。もうちょっと中津とか日田とか、主要なところはやっつけられるような状況というのは起こらんですかね。その辺が事業として非常にもったいないなど、そういうふう思うんですけども、また何かの機会にお話をしましょう。

それではただいまの報告につきましては、ほかに質疑もないようですので、次の報告を

お願いします。

亀井道路保全課長 道路のモルタル吹きつけのり面の緊急点検についてご報告いたします。
委員会資料の13ページをお開きください。

まず、今回の緊急点検に至った事故の概要ですが、5月21日の午後8時14分、国道442号の朝地町栗林にてモルタル吹きつけのり面が崩落しました。この際、走行中の車両2台が崩土や転石と接触し、そのうちの1名の運転手が頭痛を訴え入院する事故が発生しております。

これを受け、大分県が管理する道路の3,369カ所のモルタル吹きつけのり面について、緊急点検を実施いたしました。

緊急点検は、22日から28日までの間で、目視や打音により、道路を通行する人や車への被害につながるような変状がないか点検いたしました。

緊急点検の結果ですが、早急に対策が必要な箇所が18カ所ありました。

今後、対策が必要範囲及び対策工法を確定する調査を実施し、早急に工事着手することとしています。また、工事着手までの間、必要な箇所については仮設防護柵設置などの安全対策を行うこととしています。

今後とも道路施設の点検や補修を着実にを行い、安全で安心できる道路環境の確保に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

後藤委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見ございませんか。

江藤委員 今報告どおり、のり面の吹きつけが崩壊して、通行中に車両が被害を受けたというのはこれは当たり前と思うんだけど、ただ、私が言いたいのは、道路改良して、カットした分については、これまでは予算の関係で、のり面の崩壊を防ぐということで吹きつけだけしよったわね。そうすると一般県民にとっては、ああ、吹きつけしているから大丈夫じゃ、安心だというて道路を通るわけなんです。だから、これもやっぱりいい機会に、今、のり面施工については金はかかるけれども、格子型のブロックとか、それから金網を張って吹きつけるとか、いろいろ工法があるんだけど、やっぱり地盤を見ながらカットした後も、見ながら、安全・安心部分からいくと、ちょっと金がかかっても、もう大丈夫だというような、のり面の高さにもよるし、土質にもよることはわかりますけれども、そここのところを経費節減だけじゃないで、今後はぴしゃっと工事をやるという安全な部分を気をつけてやっていただきたいなど。これはもう要望やから。僕はそう思います。

毛利副委員長 今回の崩壊があって点検をしたということですけど、まず、この崩壊の原因は、前日の雨量ということはあるんですけど、原因はきちっとつかめているのか。人的被害があっているということなので、これは責任が伴ってくるので、そういった関連をどのように考えているのか。

それと、点検で目視などというふうに書いていますけど、などの点と、双眼鏡で目視というので、果たして専門的にできるのかという点を教えていただきたい。

亀井道路保全課長 原因でございますけど、現地が4段ののり面——のり面というか、1個、2個、3個、4個になっていまして、上まで全部モルタルの吹きつけであればいいんですけど、中段までは2段はモルタルで、その上は土砂ののり面でございます。今回の原因はモルタルの老朽化というよりも、土砂から雨水が常時入りまして、雨水が流入してき

てモルタルの裏側の岩が雨によって風化して軟弱化した、それでモルタル自体は土圧でもつようなものじゃないんで壊れたんじゃないかというふうに考えてございます。

それから、被害を受けられた方につきましては、県として誠意を持って対応するというふうにしてございます。

最後に、目視点検だけでは危ないんじゃないかということで、現在、こういった箇所につきまして、緊急点検とは別に業者さんをお願いして点検を進めております。その中で危ないというのがわかりましたら、また優先度を決めまして、さらに必要な調査を行ってまいりたいというふうに考えております。

毛利副委員長 ここに緊急点検の結果ということで3、369カ所、早急なのが18カ所、この緊急と緊急でないというのはどのように違うのか。国の管理もありますけど。市町村が管理するのもあるんでしょうけど、これは県じゃないと言えばそれまでですけど、県と市町村が連携をしてきっちりするべきではないかと思うんですけど、その辺の考えを聞かせてください。

亀井道路保全課長 今回は事故を受けて緊急点検したんですけど、今までなかなかこういった老朽化施設についての点検ができておりませんでしたので、今年度初めてこういった箇所全て県ではしっかりとした点検をするという状況でございます。

それから、市町村につきましては、国のほうでこういった点検をするための補助事業がございまして、その積極的な活用をお願いしながら、市町村にとっては、まずは橋梁、トンネルと、重要度の点もあるかと思っておりますけど、のり面についての点検もするようにお願いしているという状況でございます。

毛利副委員長 1点だけ、答えていない分。残りの分の18カ所の選定の基準は。

亀井道路保全課長 済みません、失礼いたしました。18カ所につきましては、モルタルの面に大きなクラックが入ってしまっていて、あるいはクラックとクラックが引っついていればいいんですけど、前に出ていると、押し出しを受けているような状態ということで緊急性があるというふうに判断いたしております。

毛利副委員長 そういう見方だけでいいのかなというのが専門的にちょっとわからない部分があるんですよ。それだと私でも見えるんでね。

亀井道路保全課長 済みません。そういった大きなクラックがあるところにつきましては、目で見るだけじゃなしに、たたいてですね、たたくと、裏と密着していれば乾いたキンキンした音がしますし、浮いていればちょっと違う音、ドンドンとかポンポンとかいう音がしますので、そういったものも一緒に判断しながら決めさせていただいております。

毛利副委員長 こういうことがあった後ですから、こういう箇所が選定されて、緊急で、きちっと応急処置ができた。でも、できていないところにまた事故があると、何でそこが点検がきっちりできていなかったんじゃないかというふうに指摘されると思うので、加えてお聞きしました。

河野委員 この緊急点検で見つかった18カ所というの内容を見てみると、山間地の中でも通行量の少ない区間が非常に多いのかなというふうに見えるわけでありましてけれども、そういった意味で、道路パトロールとか、土木事務所の基本的な点検の体制が十分なのかなということをちょっと危惧しております。土木事務所等に行きましてお話を聞いてみると、やっぱり道路パトロールの体制とか、年齢的にも50代の方がほとんど。そういった

過去に補修班等の経験のある方がそういう道路パトロールとかに回っていると思うんですが、そういった点検体制というものの見直しというのは今後どういうふうにされるのかということについて伺いたいんですが。

亀井道路保全課長 県が管理する施設は、橋梁であれば2,400とか非常に多いんで、全てを点検する、あるいはパトロールで網羅するというのは難しいので、まずは道路パトロールの皆さんには、今年度より試行なんですけど、橋梁やトンネルについての見だ目の点検もお願いしておるような状況です。そういったものをしてしながら、仕事の内容等を勘案しながら、もう少し広げていければというふうには考えてございます。

河野委員 これは道路に限らず、こういったモルタル、あるいはコンクリの吹きつけの部分の非常に高所、高いところまでやっているものについての点検の手法について、何か技術的な新しい技術を用いた点検手法というものを導入できないかというお話を今までずっとしてきました。そういう意味で、ぜひ一般の職員、業務委託というところとすごくお金がかかるということも聞いておりますので、一般職員ができるそういった新しい技術動向についても、ぜひしっかりと鋭意検討していただければと要望しておきます。

後藤委員長 確かに点検は難しいと思います。レスキューに何か月間か行って、土木屋さんとか補修班を消防レスキュー、そういうところに指導していただいて、あんなところはしゅしゅしゅしゅ一つと簡単におりる。そういうふうなことも一つの消防との連携をとって、上に木があれば、その木からロープを伝っておりとか、そういうふうなやり方というのは特殊なやり方があると思うんですよ。そういう勉強もちょっとほかの面と調整をしてみるとというのは。ただ、そういう職種で入っておりませんから、命をかけるわけにはいかんでしょうから。ただやっぱり、今、河野委員が言うように目だけでは非常に見づらい。双眼鏡で見てもなかなか見えない面もあるだろうし、実は急傾斜の長大のり面に物すごい草とか木が生えて、クラックも当然あるでしょう。そのクラックから木の根が生えていって、いずれこれは崩壊をする時期が来るなというのも私も見ておりますので、やっぱり急傾斜地で家が、高さがそんなにないところはいいんですけどね、高いところについては、来たときに家に影響が大きいですよ。そういうふうなところというのはやっぱり何らかの形で1回、とりあえず目視でも1回全部やっておくべきかなということも思っていますので、ご検討願えればというふうに思います。

ただいまの報告につきましては、ほかにご意見ないようですので、次の報告をお願いします。

亀井道路保全課長 おおいた灯りのサポーター事業についてご報告いたします。

委員会資料の15ページをお開き願います。

県民の皆さんへ安全・安心な道路環境を継続的に提供するため、企業・団体のみなさんからの寄附金を募集するおおいた灯りのサポーター事業を7月1日から開始いたします。

寄附金は道路照明灯の電気代や維持管理費等に活用させていただくとともに、寄附していただいた企業・団体は、資料の右端の図にありますとおり、道路照明灯の支柱に企業名、団体名を記載したシールを貼付するほか、県ホームページにも掲載することで、地域貢献していただいていることをご紹介させていただきます。

対象とする道路照明灯は県が管理している国道、県道のうち、歩道上の道路照明灯を対象としており、1灯当たり3年間分、計6万円の寄附をお願いするものです。

7月からの募集に向けまして、県ホームページやマスコミへの広報はもとより、商工会議所などの経済団体への協力依頼など、積極的な広報を行ってまいります。

以上で説明を終わります。

後藤委員長 ただいまの報告につきまして、質疑・ご意見などはございませんか。

毛利副委員長 寄附金の内容はわかったんですけど、この照明灯、これ1つどれぐらいの費用でできるんですか。

亀井道路保全課長 費用は電気代が幾らかとかいうこと。

毛利副委員長 いやいや、設置費。

亀井道路保全課長 本体の設置費ですか。それともこれの……。

毛利副委員長 いや、それじゃない、本体です。

亀井道路保全課長 本体は大体40～50万円ぐらいはかかろうかと、新品であればですね。照明灯を設置する場合。

毛利副委員長 要するに企業から募って、それだけで、そのお金だけでつくるということじゃないんですね。（「じゃない」と言う者あり）

亀井道路保全課長 設置につきましては、1基程度というぐらいですので、基本的には、1灯当たりの年間の電気代と、それから頭の球がえ代が2万円程度になっておりますので、それを3年間ご負担いただけたらというふうな考えを持っております。

毛利副委員長 最後に1点だけ。一般企業、団体からで、個人はだめなんですね。

亀井道路保全課長 個人は政治活動等に使われるおそれもあるので。

毛利副委員長 ですよ、だから、我々はできないということですね。

亀井道路保全課長 はい。

毛利副委員長 いや、それで、関連して1個だけ聞きたいんですが、例えば、私が持っている土地を県道にかかっているんで、それを寄附すると、それはどうなりますか。それは後でいいです、調べてください。

亀井道路保全課長 調べてご報告いたします。

桜木委員 道路照明灯で、最近、太陽光を使ってぽつんぽつんと置いちよるじゃないですか。あれが電気料が要らなくて非常にいいんじゃないかなという気がするんですけども、その設置費と普通の電線を使った設置費との金額的にどう違うのか。維持的にはどっちが難しいのか、そこんところを教えてください。

亀井道路保全課長 手元に資料もございませんので、調べましてご報告いたします。

ただ、考え方としては、当初設置して、それから例えば、20年間とか30年間の電気代、あるいはメンテナンス代のトータルと、その太陽光によるイニシャルコストが高い施設では、メンテナンスコストが安いのか、その辺の比較にはなるのかと思います。

桜木委員 今のように電気事情が厳しいと、そういう方向にもある程度持っていったほうがいいんじゃないかなという気がしているんですけど、そののところ、部長さん、どういうふうに。

進土木建築部長 太陽光とか風力とか、道路照明灯についているケースもまれに見かけますけれども、やはりそこに、明るいうちに使うものではありませんから、何らかのバッテリー施設であったり、結構大きいものになります。そういうものはなかなか道路施設に普及していないというのが実情だろうと思います。

我々の要求する照度、明るさというのは結構大きい交差点であつたりしますので、明るくないといけないという問題点がありますので、やっぱり技術的にまだちょっとハードルがあるのかなという、そういう思いを実は持っております。方向性としては、やはり太陽光であつたり風力であつたり、使えればそれはベストなんですけれども、現時点では、まだもう少しそういう技術的な開発、あるいは導入に時間とお金がかかるのかなという、そういう印象を持っています。

桜木委員 そうですか。単価的にはどげんなるか調べとってください。（「はい」と言う者あり）

それと、442号線の豊後大野のところには何かありますね、歩道上に点々と。豊後大野だったと思うんだけど。

後藤委員長 野津原じゃないですか。

桜木委員 どこか知らんけどね、ありますもんね、何基かずっとね。これはいいことを考えちょんねと思って、これは全県的に広げたらどうなんだろうと思ったんですけれども。

亀井道路保全課長 野津原にある照明につきましては、歩道上にありまして、道路照明というよりは外灯、防犯灯というような、そんな形だと思います。

桜木委員 ああいうのもいいんじゃない。

亀井道路保全課長 済みません、部長言いましたように、照度を稼げるようなものがまず今時点で技術開発できているのか。それと、インシャルコストとして、そんな高いもんじゃないかと思いますが、その辺をまた調べましてご報告させていただきます。

江藤委員 ちょっとお聞きしますけどね、僕は由布市庄内町の田舎だけれども、県道の東長宝西線というのがある。旧国道やけれども、それが210号のバイパスの反対側、大分川を挟んで。そうしたときに、うちの集落は縦にずうっと並んでいるわけ、50軒。そしたら、その中に西庄内小学校という学校がある。子供の通学路なんよ。それで、もう暗いもんだから何とかしてえなということで、ちょっと今からお聞きしたいのは、個人で悪いというのはわかった。例えば、集落営農協同組合とか、それからグラウンドゴルフ協会とか、老人クラブとかいうのはいいんじゃない。寄附の3年間6万円というやつは。

亀井道路建設課長 たしかよかったです。（「えっ」と言う者あり）たしかじゃ悪いですね。また調べまして。農協とかは大丈夫なんです。

江藤委員 農協もあるけん。

亀井道路建設課長 照明灯がありましたら、農協でも、それから先ほどおっしゃられた老人クラブでもできます。

後藤委員長 照明灯はあるんですか、今。

江藤委員 ちょっとだ一つと過疎が進みよるから、明るいまちづくりをやろうと、何とかならんかのうというて、今、うちは地域でみんな議論しよるけど、これはいいなと思って。

亀井道路保全課長 この照明は道路の照明として必要な箇所でございますので、直線部であつて、単に防犯灯だけとかいう意味合いのものは設置は難しいです。

江藤委員 まあいいや。また改めて相談に行くわ、俺。

毛利副委員長 ちょっと説明はいただいたかわかりませんが、対象地域とかは別がないんですかね。

亀井道路保全課長 県下全域どちらでも大丈夫です。

河野委員 これは7月から通年で募集する、1,400カ所について募集するとあるわけですが、募集目標とか定めて広報活動とかするんですか。

亀井道路保全課長 今、目標としましては、50基300万円を目標に定めております。

河野委員 これは状況に応じて目標をだんだん高くしていつている。

亀井道路保全課長 できるだけ高いほうが自分たちのお金で維持管理もできますので、ありがたいので。

河野委員 はい、わかりました。

後藤委員長 ちょっと私から1点、これは法的にはクリアできているんですか。

亀井道路保全課長 屋外広告物条例のことをおっしゃっているんじゃないかと思えますけれども、これにつきましては、広告物条例も例外規定がございまして、防犯灯とか照明灯、あるいは公園のベンチなんかで寄附した人の名前を入れることについては抵触しないと、合法になっております。

後藤委員長 大分市は景観条例区域ですから、大分市との協議をされていますか。

亀井道路保全課長 大分市と十分協議させていただいて、オーケーだという答えをいただいております。

後藤委員長 それでは、ほかに質疑、ご意見もないようですので、次の報告をお願いします。

亀井道路保全課長 大分市バリアフリー基本構想に対する取り組みについてご報告いたします。

資料の16ページをお開き願います。

今年3月、大分市がバリアフリー基本構想を定めました。「人やまち 暮らし広がる大分市」を基本理念に5つの基本方針を定めています。この構想は学識経験者のほか、交通、福祉など、官民の代表から構成される協議会において案を作成し、市民から意見を伺い決定されました。

資料の17ページをお開き願います。

この基本構想では、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進する重点整備地区が黒の破線の範囲から赤の実線の範囲に拡大されました。県管理道路施設では、中央町歩道橋と大道歩道橋、道路管理施設ではありませんが、県庁舎本館と別館を結ぶ連絡通路が、歩道を狭め車いすなどの通行を阻害しているということで改善を要請されたところです。

資料の18ページをお願いいたします。

歩道橋等の階段部分が歩道を阻害している状況です。

県では速やかに各施設の利用状況などを確認し、関係者との協議を行ってきましたが、中央町歩道橋については撤去を、県庁舎連絡通路は施設の改善の方針を固めたところです。

資料の19ページをお開き願います。

中央町歩道橋は、橋長43メートル、昭和47年に供用開始され現在まで42年が経過、老朽化が進んでいるため、引き続き使用するためには補修が必要となっています。さらに、通学路指定はなく、利用者も比較的少ないことから、周辺自治会、警察などと協議を行い撤去することとしました。

撤去工事は9月末から10月上旬を予定しており、歩道橋の代替施設として、現在の歩道橋の位置に横断歩道を設置することとしています。

昭和通り歩道橋撤去工事の経験を生かし、安全、迅速な工事を行いたいと思います。

資料の20ページをお願いいたします。

県庁舎連絡通路は、県庁来訪者の利便性を勘案し、撤去するのではなく、歩道を阻害している階段のつけかえを行います。

今後、予算の確保、詳細構造の精査、工事方法の検討を行い、できるだけ早い時期に改築工事に着手したいと思います。

なお、大道歩道橋については、大道小学校の児童など学童を中心として多くの利用者がいるため、撤去の可否を含め、関係者と鋭意協議を行っているところです。

以上で説明を終わります。

後藤委員長 ただいまの報告につきまして、質疑・ご意見などはございませんか。

毛利副委員長 1つ聞きたいんですが、トキハの前の道路が歩道が広くなるという大分市の計画がありますよね。あれは市道やけん、全く関係ないんですね。

亀井道路保全課長 中央通りにつきましては、この重点地域の中に入っておりますけど、今回のうちの件とは関係ございません。

荒金委員 一番最後の県庁の東側やけど、階段の整備、撤去やなくて整備するということでしょう。どんなんするの、今のをちょっと補修するだけか。どう、中身は。

加藤施設整備課長 20ページのこのイメージにはなるんですけども、今、階段、歩道を狭めて、これをもうとってしまって、もう真っすぐおりていく形になろうと思っています。ちょっとこの図面でわかりづらいんですが、例えば、別館のほうでありますと、あれを真っすぐおりていくと、今、敷地の中に入っていくんですね。ですから、この辺をちょっと整備しながら、駐輪場とかありますので、その辺の整備、どういうふうにするかというのをこれから検討します。

荒金委員 今から検討するの。

加藤施設整備課長 今からです。

荒金委員 若干僕も足腰が悪いんじゃないけど、やっぱり渡りやすいような形でうまくやっていただくとありがたいなと、障がい者の一人としてお願いをしておきますので、よろしくをお願いします。

後藤委員長 ほかに、質疑もないようですので、次の報告をお願いします。

加藤施設整備課長 県庁舎新館受変電設備等の高架化について、ご報告いたします。

委員会資料の21ページをお開き願います。

現在、新館の受変電設備等は地下2階にあり、今の状態では、津波による浸水被害を受けてしまうことから、別府湾地震を想定しての地上3メートル以上に移設する必要があります。

移設場所につきましては、候補地を、お手元の図面で黄色に塗っているこの4カ所に絞り込みまして、工事費や今後の設備更新、県庁舎敷地の有効利用などを検討した結果、合同新聞側の新館西側の敷地に設置したいと考えており、工事費等の本年度当初予算額は、10億4,884万5千円でございます。

今後の予定といたしましては、詳細な調査、設計を進め、第4回の定例会に本契約に関する議案を提出したいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

後藤委員長 説明が終わりましたけども、ただいまの報告につきまして、質疑・ご意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 それじゃ私から。この建物は免震にするのでしょうか。

亀井道路建設課長 免震は考えてございません。当然耐震性能を確保するの必要はありますけども、そこまでする必要はないと思っております。

後藤委員長 ほかに、質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、その他全般にわたって、何かありませんか。

鈴木道路建設課長 議題の中で県道高崎大分線御幸工区の支障となった軒数について、委員長から質問がございました。調べたところ12軒、線路の北側で11軒、線路の南側で1軒という状況でございます。

後藤委員長 ほかにございませんか。

藤田委員 ちょっと2点あるんですけども、1点目が、知事が提案理由説明の中で公共工事の前倒しをやっていくという発言があったんですけども、具体的に土木建築部としての計画というのは、もう今立て始めているのかということと、今の体制でどの程度可能なかなという点ですね。

それともう1個が、ちょっと一般質問の中で人口減少社会の問題について調べている中で、都市計画区域マスタープラン、平成23年に見直したときに、コンパクト化、集約的都市への移行ということで出ていたんですけども、それについて、現時点でどのような取り組みになっているのか、お願いします。

安東建設政策課長 3月に補正をいただいた分に関しては、上半期までにはしっかり発注をしていきたいと考えています。

それと、当年度の予算も含めて、昨年度並みの7割以上の発注に努めたいというふうに考えております。

宮崎都市計画課長 都市計画マスタープランについては、一度見直しをしております。ただ、今、コンパクトシティ化ということについては、まだ具体的にはしてなくて、今、基本的な都市計画の基礎調査というのをやらせていただいています、そうした中で順次見直しをしていきます。

藤田委員 まず1点目の公共工事の前倒しは、今から具体的に……

安東建設政策課長 いや、もう既にですね。

藤田委員 もう既にできているんですか。

安東建設政策課長 指示は補正をいただいたときから動いております。そういう形で努めていく。

藤田委員 マスタープランは、また別途、現在の考え方というのを教えていただければと思います。

宮崎都市計画課長 平成24年度ぐらいに一回見直しをしておりますので、その後の動きとかも含めまして、また。

後藤委員長 大分都市計画区域のマスタープランですか。

藤田委員 全市町村やっていますので。

後藤委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもちまして、土木建築部関係の審査

を終わります。執行部はご苦勞でございました。

〔土木建築部退室〕

後藤委員長 次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

次に、さきの委員会で委員長一任となっておりました県外所管事務調査につきまして、お手元に配付しております行程のとおり、実施したいと思います。

事務局に簡単に説明させます。

〔事務局説明〕

後藤委員長 ご意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 それでは、県外所管事務調査につきましては、そのように決定いたします。

今後、事務局で準備を進めていきます中で、必要なことが起こった場合は、私にご一任くださいますようお願いいたします。

欠席する場合や、部分的に行程を変更する場合は、事務局と早目に相談してください。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 別にないようでありますので、これをもって本日の委員会を終了します。

ご苦勞さまでした。